

平成24年第2回砂川市議会定例会

平成24年6月11日(月曜日)第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて
- 日程第 6 議案第 5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
北谷 文夫議員
一ノ瀬弘昭議員
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
自 6月11日 3日間
至 6月13日
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて

- 日程第 6 議案第 5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
 議案第 2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算
 [予算審査特別委員会]

○出席議員(14名)

議 長	東	英	男	君	副議長	飯	澤	明	彦	君
議 員	一ノ瀬	弘	昭	君	議 員	増	山	裕	司	君
	増	井	浩	一	君		水	島	美	喜
	多比良	和	伸	君			増	田	吉	章
	土	田	政	己	君			小	黒	弘
	北	谷	文	夫	君			尾	崎	静
	沢	田	広	志	君			辻		勲

○欠席議員(0名)

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善	岡	雅	文
砂川市教育委員会委員長	高	橋	仁	美
砂川市監査委員	奥	山		昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其	田	晶	子
砂川市農業委員会会長	奥	山	俊	二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角	丸	誠	一
市 立 病 院 長	小	熊		豊
総 務 部 長	湯	浅	克	己
兼 会 計 管 理 者				
市 民 部 長	高	橋		豊
経 済 部 長	栗	井	久	司
経 済 部 審 議 監	田	伏	清	巳
建 設 部 長	金	田	芳	一
建 設 部 審 議 監	古	木	信	繁
建 設 部 技 監	山	梨	政	己
市 立 病 院 事 務 局 長	小	俣	憲	治

市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
広報広聴課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井上克也
教 育 次 長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中出利明
---------------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯浅克己
-----------------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗井久司
-------------------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	河端一寿
事 務 局 次 長	高橋伸二
事 務 局 主 幹	佐々木純人
事 務 局 主 幹	吉川美幸

開会 午前 9時59分

開会宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから平成24年第2回砂川市議会定例会を開会します。

開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び一ノ瀬弘昭議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、第88回全国市議会議長会の定期総会において、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

○議会事務局長 河端一寿君 今回受章されました方のお名前を申し上げますので、質問席の前までお進み願います。

特別表彰、議員25年以上、尾崎静夫議員。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月13日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

まず、1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の東日本大震災義援金について。義援金の受け付け状況は、2月21日から5月31日まで、8件、20万8,300円となっているところであります。

次に、3ページ、まちづくり協働課の関係では、1点目の砂川市協働のまちづくり指針の策定に向けた取り組みについて。5月24日、第1回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を開催し、委員への委嘱書交付を行い、会長及び副会長の選出後、指針の策定方針、協働のまちづくり講演会の開催について協議をしたところであります。

次に、6ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について。4月6日から15日まで、全国一斉に春の交通安全運動が実施され、砂川市内においても個人、団体の参加による街頭啓発運動などを実施しております。

次に、9ページ、介護福祉課の関係では、2点目の砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会について。5月15日、介護保険サービスの一つである認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの基盤整備を図るため、平成24年度に開設するサービス提供事業者を公募し、応募事業者の提案内容について審査したところであります。さらに、5月21日、同事業者の選定について協議しております。

次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について。5月31日、6月1日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は、国道12号線、北5丁目から南12丁目まで、総延長2,300メートル。植樹柵数は279柵。花種は、マリーゴールド5,210株。柵管理者は、地先商店主等216名であります。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について。6月4日・5日の両日、砂川市TMO構想に基づく、まちなみ景観向上事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて、植樹柵に植花やプランターを設置したところです。実施区間は、道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル。植樹柵数42柵。花種は、マリーゴールド1,600株、サルビア1,600株。柵管理者は、地先商店主等28名であります。

次に、12ページ、5点目の無料観光サイクリング用自転車事業について。5月12日、オアシスパークにおいて今年度の事業を開始したところであります。

次に、13ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について。融雪おくれの影響により各農作物の作業はおくれておりましたが、その後の高温によりおおむね順調に生育しているところであります。なお、タマネギについては、移植後の降雨により活着はよかったものの、その後の高温・少雨により生育はやや緩慢となっているところであ

ります。

次に、14ページ、11点目の砂川市鳥獣被害対策実施隊について。有害鳥獣による被害防止対策を適切に実施するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、平成24年4月1日付で民間人を含む砂川市鳥獣被害対策実施隊を設置するに当たり、3月30日、砂川市役所において、隊員の辞令交付式を行ったところであります。

次に、20ページ、市立病院の関係では、2点目の院内保育所について。4月2日、院内保育所開所式並びに入所式を行ったところであります。当初の入所児童は、ゼロ歳児が2名、1歳児が2名、2歳児が2名、5歳児が1名の計7名で、保育士は代替2名、常時4名の計6名体制となつておるところであります。

次に、3点目の平成24年度附属看護専門学校の入学生状況について。一般入学受験者141名のうち合格者27名、推薦入学試験合格者8名、合計35名の学生が4月11日に入学いたしました。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生35名・2年生37名・3年生32名、総数で104名となつたところであります。

次に、4点目の損害賠償訴訟について。平成17年に劇症肝炎、薬剤性肝炎で死亡した赤平市在住の男性の遺族より、病院の診療行為に過失があったとして、平成18年11月2日、札幌地方裁判所滝川支部に訴訟の提起を受け、以後、札幌地方裁判所、札幌高等裁判所においてそれぞれ審理が重ねられたところでありますが、いずれにおいても原告の請求棄却の判決を受けたところであります。さらに、原告は平成22年12月17日に最高裁判所に上告したところでありますが、最高裁判所は原告に対し上告を棄却する判決を申し渡し、平成24年3月13日に本件は確定したところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の学校の現況についてであります。5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は中央小学校、空知太小学校で各1学級減少し、全体で2学級減となっております。児童生徒数は、小学校で15名減少、中学校で11名増加し、全体で4名減少となっております。教職員数は、小学校で2名減少となっております。以上のことから、表に記載のとおり、平成24年度の学級数は小学校46学級、中学校18学級、計64学級、児童生徒数は小学校899名、中学校478名、計1,377名、教職員数は小学校81名、中学校38名、計119名となっております。

2ページをお開き願います。社会教育課所管について申し上げます。3点目の春のあいさつ運動についてであります。4月のあいさつ運動推進委員会で確認された春のあいさつ運動が、あいさつ運動強調週間である5月15日から18日までの4日間、市内小中学校の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブ、民生児童委員協議会など53団体の参加を得て実施されました。

続きまして、3ページのスポーツ振興課所管について申し上げます。3点目の北海道B&G海洋センター連絡協議会役員会及び総会についてであります。4月27日、砂川パークホテルにおいて平成23年度の事業及び決算報告と平成24年度の事業計画及び予算について協議いたしました。また、総会終了後、B&G財団から平成23年度の優良海洋センターの表彰式が行われ、砂川市は施設別利用者数で全国に135カ所ある艇庫のうち11位で表彰されました。

次に、4点目のヨット・カヌー試乗会についてであります。5月20日、北光公園において開催された緑と花の祭典にあわせ、スポーツ推進協力員やヨット・カヌー協会等の協力を得て実施いたしました。当日は、快晴に恵まれ、686名の参加がありました。

以上申し上げます。教育行政報告とさせていただきます。

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 継続費の通次繰越しについて

○議長 東 英男君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 継続費の通次繰越しについての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成23年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

6款農林費、1項農業費、事業名、農業体質強化基盤整備促進事業であります。金額は1億2,120万円であり、全額を翌年度に繰り越すものであります。財源内訳につきましては国庫支出金であり、あわせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君（登壇） 報告第2号 継続費の通次繰越しについてご説明申し上げます。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費を繰り越したので、同規

定により報告するものであります。

平成23年度砂川市病院事業会計継続費繰越計算書により、ご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、改築事業。継続費の総額は143億1,824万9,000円であります。平成23年度予算計上額は24億9,098万円であり、前年度繰越繰越額8億4,883万3,000円を合わせた33億3,981万3,000円が平成23年度継続費予算現額であります。継続費予算現額に対し、支払い義務発生額が25億6,904万2,000円となったため、残額の7億7,077万1,000円を翌年度の平成24年度へ繰越繰り越しするものであり、財源内訳は企業債7億7,070万円、損益勘定留保資金7万1,000円を予定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより報告第1号及び報告第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

日程第6 議案第5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第6、議案第5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算の3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第5号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、砂川市過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

変更内容であります。北海道総合行政情報ネットワーク更新整備事業につきましては、本年度に北海道が事業を実施し、事業の実施に要する経費の一部を全道の市町村が負担するもので、この負担金が過疎対策事業債の対象となるものであり、北海道から全道的に統一した区分等により計画に登載することと示されたものであります。また、総合体育館耐震改修事業につきましては、耐震診断の結果に基づき耐震改修事業を実施することとしたものであり、耐震補強にあわせて行う改修等についても過疎対策事業債の対象となるものであります。

計画の変更につきましては、過疎対策事業債や過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象とするとされており、計画に登載されていない新たな事業を追加するため、変更を行うものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと思います。砂川市過疎地域自立促進市町村計画(案)の3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の(3)、計画の表中、自立促進施策区分の2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に、新たに事業名、(5)、電気通信施設等情報化のための施設、防災行政用無線施設を、事業内容に北海道総合行政情報ネットワーク更新整備事業を、事業主体に北海道を追加するものであります。また、教育の振興の(3)、計画の表中、自立促進施策区分の6、教育の振興に、新たに事業名、(3)、集会施設、体育施設等、体育施設を、事業内容に総合体育館耐震改修事業を、事業主体に砂川市を追加するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億2,700万円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債7,000万円を補正し、補正後の限度額を9億9,290万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

初めに、16ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項5目老人福祉費で一つ丸、在宅老人対策に要する経費85万8,000円の補正は、地域で高齢者を支える仕組みづくりを構築するとともに、市民全体で高齢者を見守る機運の醸成を図るため、地域で高齢者を見守るシンポジウムを開催するための委託を全額道補助により行うものであります。

次に、18ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費1,530万円の補正のうち、農業生産法人育成支援補助金30万円は、耕作放棄地の発生防止のため、農地の引き受け及び農作業の受託により優良農地の有効活用を行っている農業生産法人に対し、農業機械の取得に要する経費の一部を補助するものであります。青年就農給付金1,500万円は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な

力強い農業を実現するには青年の新規就農を増加させる必要がありますが、新規就農に当たっては就農直後の所得の確保等が課題となっていることから、経営開始直後の新規青年就農者に対する給付を行い、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることとし、対象者10名に1人当たり年間150万円の給付を全額道補助により行うものであります。

同じく、2項1目林業振興費で二重丸、森林整備加速化・林業再生事業に要する経費675万円の補正は、木材の搬出を伴う間伐や伐採時期に達した立木の搬出など効率的な森林施業を推進するため、森林内の林道などの路網整備として、砂川市が実施主体となり、北海道の基金事業である森林整備加速化・林業再生事業を活用して林業専用道豊平山線を整備するものであり、測量設計委託を全額道補助により行うものであります。

次に、20ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費30万3,000円の補正は、中小企業等振興条例に基づく人材の育成事業に対する助成として、株式会社ホリの従業員10名分の中小企業大学校受講料の全額を助成するものであります。

次に、22ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、除雪機械整備に要する経費1,991万5,000円の補正は、平成6年度から使用している除雪用トラックの能力の低下が著しく、稼働に影響が出ている状況にあることから、除雪に対する細かな市民要望に対応するため、機種を除雪ドーザにかえて、国の交付金を活用して購入するものであります。

同じく、3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費2,270万円の補正は、北2丁目通り歩道ロードヒーティング工事について、工事実施に当たり北海道電力と協議した結果、分電盤の設置が当初予定の8基から11基が必要とされたこと、また舗装の表層部分を全面復旧するための変更、街路灯を増設することなどにより、工事請負費を増額するものであります。

次に、24ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金3,882万円の補正は、119番通報を受信する指令台が導入から約20年が経過し、故障が発生する状況となり、また上砂川町が加入し、回線がふえたことから、災害発生時の迅速な処理及び災害場所の正確な把握を行うため、更新する経費の砂川市の負担分であり、過疎対策事業債を活用して更新するものであります。

次に、26ページ、10款教育費、4項1目社会教育費で一つ丸、芸術文化事業に要する経費28万4,000円の補正は、舞台芸術を鑑賞する機会が少ない児童を対象に学校体育館などの身近な会場で芸術を鑑賞する機会を提供するため、北海道と市町村が共催して実施する北海道巡回小劇場を豊沼小学校において開催することとしたものであり、公演団体への委託を行うものであります。

同じく、2目公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費1,283万1,000円の補正は、老朽化した暖房用のパネルヒーター等において腐食による亀裂から漏水が発生

し、修繕で対応してきましたが、傷みが激しいことから、すべてのパネルヒーター等を更新するものであります。

同じく、5項2目体育施設費で二重丸、総合体育館の耐震化に要する経費2,123万9,000円の補正は、耐震診断の結果、大震災時には倒壊の危険性があるため補強が必要とされたことから、耐震補強工事を実施することとし、さらにこれまで課題となっていたアスベスト除去、暖房設備、照明設備、外壁などの改修工事もあわせて効果的に実施するため、実施設計委託を国の交付金を活用して行うものであります。

以上が歳出の補正でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。14款国庫支出金2,949万6,000円の補正は、除雪機械整備事業、北2丁目通り歩道ロードヒーティング事業、総合体育館耐震事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

15款道支出金2,260万8,000円の補正は、地域支え合い体制づくり事業、青年就農給付金事業、森林整備加速化・林業再生事業に係る補助であります。

18款繰入金1,689万6,000円の補正は、財政調整基金からの繰り入れで財源調整するものであります。

21款市債7,000万円の補正は、道路整備事業、消防施設整備事業、除雪機械整備事業、総合体育館耐震改修事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、28ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第2号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,209万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。4款地域支援事業費、4項1目地域支え合い体制づくり事業費で二重丸、認知症学習会支援事業に要する経費38万円の補正は、昨年補助を行ったNPO法人中空知・地域で認知症を支える会が開催した認知症基礎講座の修了者がより専門的な知識の習得を図ること及び意識の高まりを持続するため、本年自主的に開催する学習会で外部講師を招くための経費2回分を補助するものであります。なお、補助金は、学習会開催の調整役であるNPO法人中空知・地域で認知症を支える会に補助するものであり、全額道補助金で行うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。5款道支出金で38万円の補正は、地域支え合い体制づくり事業費補助金でありま

す。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第5号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第5号、過疎地域自立促進市町村計画の変更について、特に7の教育の振興についての計画の変更でお伺いをいたしたいと思います。

このたび3の集会施設、体育施設等、体育施設というのが加わるという変更であるのですが、この計画にはまず区分があって、事業名があって、事業内容があって、事業主体があるということになるわけですが、今回のこの議決によってどこまでの部分が固定化されるのかどうかという点をまず1点としてお伺いをしたいと思います。

それからまた、事業内容のところに総合体育館耐震改修事業というのがあるのですが、これは具体的にはどのような事業を指すのかをお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 1点目のご質問でありました今回の議決によってどこまでこの事業がコンクリートされるかということについてでありますけれども、まず初めに、過疎地域自立促進市町村計画の変更の取り扱いについて、事務的な部分にもなりますけれども、ご説明をさせていただきます。過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、市町村計画の本文に変更が生じた都度行わなければならないとされているものであります。その中で、変更が市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものとしたしまして計画表の区分、事業名（施設名）の追加、中止、大幅な事業量の増減として事業費の2割を超える変更で市町村計画の本文の修正が伴うものなどにつきましては、北海道との事前協議を行い、計画の変更を行うものでありまして、変更に当たりましては議会の議決を経るものとされているところであります。今回の変更につきましては、事業名（施設名）の部分の追加が必要となりましたので、事前協議及び議決が必要となったものであります。なお、計画本文の修正でありまして形式的な変更や計画表の事業内容、事業主体の変更につきましては、軽微な変更とされ、事前協議及び議決は行わずに変更できるものであります。例といたしましては、工事箇所の追加など事業内容の変更のみで、事業量が大幅に変更とならない場合などにつきましては、軽微な変更という取り扱いになっているものでございます。今回の変更につきましては、議会の議決を経ることで計画の変更が認められるものでありますけれども、また変更後に新たに事業の追加、中止が必要になった場合などにつきましては、その都度事前協議及び議決を経ることで必要に応じて変更ができるもの

と考えているところであります。

続きまして、2点目にありました事業内容の総合体育館耐震改修事業の具体的な内容という部分につきましてご答弁をさせていただきますが、先ほど補正予算の提案説明でご説明をさせていただきましたが、今回の計画変更で追加をいたします総合体育館耐震改修事業につきましては、耐震診断を実施し、危険性が指摘され、さらにアスベスト除去や暖房設備が課題となっていた総合体育館について、耐震補強工事とそれに合わせてアスベスト除去工事、耐久性の向上や省エネルギー化の改修工事を行うものでありますので、今回補正予算で提案しております実施設計委託、これに係る経費あるいは工事に係る経費等もこの中に含まれるという考え方でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今のお話でいきますと、実際に道との事前協議は必要で、議会の議決が必要だという部分は事業名(施設名)、ここでいえば3の体育施設という部分であってというお答えだったというふうに思うのですけれども、具体的にお伺いしますが、仮に今回の総合体育館耐震改修事業、今の事業名を聞くと予算の提案説明での内容だということだったのですけれども、いろいろ検討の結果、この総合体育館の耐震改修事業というのが総合体育館の建てかえ事業というように変更する場合に再度議決が必要なのか、今おっしゃった軽微な変更で済むのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 具体的に事例がありまして、例えば建てかえ事業という形になりますと、基本的には事業内容の部分の変更になるかと思えます。こちらの部分は、現在総合体育館耐震改修事業というものが、建てかえでありますと例えば総合体育館改築事業ですとか、そういう形になるかと思えます。この部分の文章の変更の部分については、道と協議はしなければなりませんけれども、軽微な変更という取り扱いをされることあるかと思えますけれども、実際の事業費がどの程度になるかによりますけれども、事業費が大幅に変更になった場合については議会の議決等も必要になりますので、基本的にはそのような場合につきましては、事業内容のところから変更する場合につきましては、今回の総合体育館耐震改修事業を中止という形の中で取り下げをして、新たな事業を追加するという形も考えられるのかなというふうに思っています。名称が軽微な変更と認められるかどうかは北海道なりと協議をしなければならないのですけれども、事業費によりますけれども、事業費によりますとは基本的に議会の議決が必要になるというふうに考えるところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 非常に難しい話を今されているのですけれども、事業費の額によって、内容によって、額ということなのだろうと思うのです。それが軽微な変更なのかどうかということなののですけれども、その具体的なものというのは特別あるものではないの

ですか。その辺は道との再打ち合わせなんかの中で、これはもう一回議会の議決を受けなければいけないのかどうなのかというぐらいにあいまいというか、漠然としたようなものなのかどうなのか。本来的に議会の議決を得るのは、先ほどの最初の答弁で行われた事業名というところの追加ということ、今回はここだけなものなのか、もう一度確認したいと思うのですが。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ちょっと説明がうまくできずに申しわけございません。まず、基本的に、事業内容にあります総合体育館耐震改修事業というものが新築のときにも目的が耐震改修をするための改築ということがもし認められますと、この部分については変更はないという形になることもありますけれども、事業費が総体の事業費の中で2割増減した場合につきましては変更という形になりますので、今回予定しております改修事業の事業費と改築に係る事業費、それらの比較の中で事業費が2割の増減を超えるものについては議会の議決が必要という形になっていますので、基本的に考えますと改築の部分については2割を超えるというのが一般的に当然考えられると思いますので、その部分につきましては事前協議をした後、議会の議決を得るという手続になるのかなというふうに考えております。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 これで議案第5号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇）平成24年度砂川市一般会計補正予算について2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、農業振興費の青年就農給付金についてお尋ねをいたします。この事業は、先ほどの提案説明もありましたように農林水産省が今年度からこの事業を始めたようでありましてけれども、まずこの事業の目的と事業を始めた背景についてお伺いをしたいと思います。

2点目には、この事業には準備型と経営開始型があるようでありましてけれども、それぞれの給付要件及び給付停止や返還要件などについてお尋ねをいたします。

3点目に、この事業の要件は北海道の大規模な農業の実情との大きなずれがあるとも言われておりますが、砂川市内の農業の実情との関連ではどのように理解されているのか伺います。

最後に、4点目にこの事業の来年度以降の見通しについてお伺いしたいと思います。

次に、大きな2点目に土木費の道路橋梁新設改良事業費の北2丁目通りロードヒーティング化工事について質疑をいたします。先ほどの提案説明では分電盤をふやすようであり

ますけれども、当然熱源は電気ということになっておりますが、まず年間の維持管理費、電気代を含めて幾らぐらい見込まれているのか伺います。また、今度の分電盤の増設等によってこの歩道の利用状況とか、あるいは今大きな問題になっている経費の節減、節電対策などきめ細かい対応がこの分電盤の増設でできるのかどうなのか伺います。

小さな2点目には、このロードヒーティングができた後の歩道等の維持管理は市が直轄で行うのか、あるいは業者に委託するのか、どのような方法で維持管理を行うのかお伺いいたします。

○議長 東 英男君 土田政己議員の1回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。10分間休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の1回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、ご質問いただきました農業振興費、青年就農給付金についてであります。農林水産省が今年度から始めた青年就農給付金事業の目的と背景でございますが、最初に事業を始めた背景として、国は農業者の高齢化や後継者不足とそれに伴う農地の耕作放棄地の増加を人と農地の問題として位置づけまして、地域の農業者が話し合いによって解決する人・農地プランを作成し、実行して解決する新たな農業振興施策を示したところであります。事業の目的は農業経営を行う青年の新規就農者を増加させることで、人・農地プランに位置づけされると青年就農給付金が給付されることとなります。

次に、2点目、事業の種類とおのこの給付要件及び給付停止や返還要件でございますが、この青年給付金事業は準備型と経営開始型の2種類があります。準備型は、北海道が認める研修施設等で研修を受ける方に最長2年、年間150万円が給付される事業で、公益財団法人北海道農業公社が事業実施主体となります。給付要件は、就農予定時の年齢が45歳未満で、北海道が認める研修施設で1年以上営農技術を取得することです。また、研修生のため、常勤の雇用契約を締結しないこととなっております。次に、給付の停止については、研修を途中で中止した場合や適切な研修を行っていないと判断された場合には停止されます。給付金の返還要件は、研修を途中で中止した場合、既に給付されている未研修期間の給付金を返還することとなります。また、研修終了後1年以内に就農しなかった場合や虚偽の申請等を行った場合は、給付金の全額を返還しなければなりません。次に、経営開始型は、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年、年間150万円が給付される事業で、市町村が事業主体となります。給付要件は、就農時の年齢が45歳未満で、農地の所有権または利用権を有し、農業経営者として農産物の出荷、取引により生

計が成り立つ経営開始計画を有することであります。給付の停止要件は、農業経営を途中で中止した場合や適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合に停止されます。また、前年の総所得が250万円以上となった場合も停止されます。給付金の返還要件は、農業経営を途中で中止した場合、既に給付されている営農されなかった期間の給付金を返還することになります。また、虚偽の申請等を行った場合は、全額返還となります。

次に、3点目、給付要件が北海道の農業の実情とずれがあるとのことではありますが、北海道の農業は他府県に比べて経営規模も大きいため、農業後継者が親の農地をすべて経営移譲されると給付要件である総所得250万円を超えてしまうため、他府県との農業経営の規模に格差があると認識しております。北海道が去る3月27日に農林水産省に提出した要件見直しの提案書は市内農業の実情に合ったものと思われまますので、制度改正が望まれているところであります。

最後に、4点目、この事業の来年度以降の見通しではありますが、国の実施要綱では経営開始型で最長5年、年間150万円を給付する制度内容ですので、最低でも5年間は継続されるものと考えております。

以上でございます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 古木信繁君（登壇） 北2丁目通り歩道ロードヒーティングの年間維持管理費は幾らぐらい見込まれるのか、また利用状況や経費節減、節電対策などできめ細かい対応はできるのかについてご答弁申し上げます。初めに、維持管理費につきましては、年間電気料金を約570万円程度と試算しておりますが、冬期間の降雪量や平均気温により増減が生じるものと考えております。また、交差点部分などのロードヒーティングを設置している場所と設置していない場所の段差解消に要する除雪経費につきましては、現時点でどの程度の作業量や作業回数が必要なのか推測できないために、経費の積算は難しいところであります。次に、利用状況や経費節減、節電対策などできめ細かい対応はできるのかにつきましては、分電盤を各交差点ごとに設置しますので、電源の入り切りにより分電盤の設置区画ごとの節電対策は可能であります。基本的には全ロードヒーティングを稼働してまいります。実際に電源をとめて一部ロードヒーティングを稼働しないことについては、この冬の歩行者の利用状況などを十分に見きわめて慎重に対応すべきと考えております。また、経費節減対策としては、ロードヒーティングの制御システムのセンサーにより路面温度、外気温、降雪、水分の状況によって電源の入り切りを自動的に制御し、運転経費の節減を図ってまいります。

続きまして、維持管理はだれが行うのかについてご答弁申し上げます。ロードヒーティングのシステム全般の維持管理につきましては、道路管理者である市が直接管理をいたします。また、路面の段差解消などの維持管理につきましては、市道交差点部分については砂川道路管理協同組合に委託している車道除雪により、車道路面の雪の厚さを薄く除雪す

るとともに除雪による雪の堆積を少なくするよう依頼してまいります。国道と市道の接続部は、国道に設置してある流雪溝使用者である地先の方が管理を行っておりますが、必要に応じては国とも協議し、段差解消に努めてまいります。市としては、常に道路パトロールなどを行い、適切な維持管理を行い、歩行者の安全、歩きやすさの確保に努めてまいります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 まず、1点目の青年就農給付金について再質疑させていただきます。

経済部長からきめ細かいご説明をいただきまして、ありがとうございます。伺いたいののは、準備型と経営開始型があるのですけれども、砂川市の今回の10名というのはどの分野で、それぞれあるのか、それとも経営開始型だけなのか伺いたいのと、準備型の場合は北海道の農業公社が主体で行うというのですけれども、実際には市内の農家の方々のところで研修を行うことになるのではないかと思います。その辺は市内の農家の例えば認定農家の方とか、そういう方のうちで研修された場合に交付金が支給されるのではないかと、うふうにも考えられるのですけれども、その辺の要件は砂川市ではできないのですか、農業公社の認可を得なければできないのか、その辺の仕組みについてちょっとお伺いしたいというふうに思っております。まず、そこをお伺いいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 まず、準備型と経営開始型の2点の種類があるわけでございますけれども、準備型の事業実施主体が北海道農業公社ということでございますので、市町村の予算を通らないということで、砂川市につきましては経営開始型ということで今回予算を上げてございます。これは、事業実施体が市町村、砂川市であるわけでございます。今回10名の方につきましても経営開始型ということで、10名分の予算措置をさせていただいております。研修を受ける準備型につきましては、北海道が認める施設で研修を受けるということでございますが、いずれにしてもこれを受ける準備型、研修の申請を北海道農業公社を通じて道のほうで認可をいただかなければ研修生として認められないということになりますので、この関係につきましては国の制度、または道の要綱がこのような形になってございますので、あくまでも市町村では経営開始型で、経営を始めるという方だけの10名分の予算措置で事業のスタートになるわけでございます。ただ、準備型につきましては、現在1名が北海道農業公社のほうに申請をされるということをつかまえている状況でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。それで、砂川市の場合は経営開始型が主だということでもありますけれども、先ほどお話ありましたように、農家の皆さんが高齢化したり、あるいは耕作放棄地がふえていかなないように新しい方、若い方がどんどん農業に参入していただきたいというふうに思いますし、そういう意味でせっかくこういう国の制度ができたもの

ですから、この問題でお伺いしたいのは、砂川市としても独自の支援対策をやっぱりとするべきではないかと、せっかく砂川にも10人の方が若い人が農業をやろうとしているわけですから、国の支援と同時に市としても支援対策をとっていく必要があると思いますが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから、ロードヒーティングについて最後にお伺いいたしますけれども、第1回目のときもお話ししましたけれども、今泊原発がとまった後、節電ということで全国的には夏場の節電が言われておりますけれども、北海道は結局冬場の節電対策がどうかということが言われております。それで、先ほどの説明でいうと、基本的にはセンサーとか何かですべてやるのですけれども、私が伺いたいのは、今後利用状況などを見たり、あるいは国や道から節電対策を求められたり、あるいは砂川市の経費節減等々の状況が出た場合、分電盤ごとにきめ細かい対応ということも必要になってくるのではないかと思います、その辺は先ほどのご答弁ではできるようことを言われたのですけれども、しかしやる考えは余りないようなお話でしたけれども、そういう状況になった場合にはきちっとそういう対策をとれる状況があるのだろうというふうに思いますので、そのあたりについてのお考えをもう一度お伺いを最後にしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 青年就農給付金の国の制度でございますけれども、市の支援対策的なものということでございますけれども、今回の就農給付金、国の制度の内容が北海道の経営規模が内地府県のいわゆる三反農家と言われてるところと比べますとかなり大規模でございますので、一括した形での生前贈与的なことを受けますと所得の範囲を超えてしまうということで、北海道も前段で1回目でご答弁しましたとおり国のほうに北海道農業の体質強化に向けた提案書というのを出してございます。砂川市といたしましても、この所得制限の関係の就農支援の要件の緩和、これについて道のほうに、また空知総合振興局農務課のほうについて砂川市とともに国のほうの制度の緩和の要請書を出してございますから、このような形で国の制度が内地府県の農業と比べて、砂川も北海道の大規模農業的な方もいらっしゃいますし、またそういう大規模農家を育てていかなければならないということでございますので、この所得制限の250万円の緩和措置に向けて道と一緒にした取り組みをしていかなければならないということで考えてございます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 古木信繁君 節電の関係ですとか、また利用状況による一部地区ロードヒーティングの停止の件につきましては、将来的には歩行者の通行量などを十分に見きわめて慎重に対応する可能性も考えられますけれども、現時点では必要な場所として今回設置するものでございますので、全ロードヒーティングを稼働し、一部地区の停止は考えておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第1号、一般会計補正予算について、特に私は総合体育館の耐震化に要する経費について何点か総括質疑を行いたいと思っております。

まず、第1点目としましては、現在の総合体育館はパンフレット等には鉄筋鉄骨造というふうにあるのですが、こちらのほうの耐用年数をまずお伺いをいたします。

それから、いろいろとまちの中ではお話が出ていますし、一応この前の総務文教委員会でもお伺いしたのですが、今回提案されている耐震補強あるいは大型改修によって予想される工事費は大体どのくらいなのか、また工事費を積み上げていく上で、先ほどの提案説明では簡単に何点かの内容が示されましたけれども、もう少し具体的な工事内容についてをお伺いしたいと思います。

3点目は、今回の設計委託、実施設計の委託ですけれども、総合体育館の建てかえと比較するためのものなのかどうかをお伺いをいたします。

4点目は、耐震補強あるいは大型改修をするとすると、体育館を休まなければならないというような状況が起こると思うのですが、その期間は大体どのくらいを予測されているのかをお伺いをいたします。

5点目に、今回実施設計委託が発注されたとした場合、その後の日程、スケジュールについてお伺いをいたしたいと思えます。

1回目は以上です。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 総合体育館の耐震化に要する経費に関連いたしまして5点ほどのご質問がありましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、総合体育館の耐用年数についてご答弁を申し上げます。総合体育館につきましては、昭和54年に建設された施設であり、建物の構造につきましては鉄骨鉄筋造で、建物の耐用年数につきましては47年となっております。

次に、現在予想される施設改修を含めた耐震改修工事費についてご答弁を申し上げます。工事費につきましては実施設計が完了しなければ積算することはできませんが、現時点で見込んでいる工事費といたしましては、耐震補強工事、アスベストの除去のほか、照明のLED化、暖房機の改修、太陽光発電システムの設置などの省エネルギー化事業と外壁、給排水管改修などの施設の耐久性向上事業、トイレの洋式化などのバリアフリー化事業、非常用発電機設備改修による防災機能強化事業など国の交付金の対象となる効果促進事業のほか、アリーナの鉄骨、壁、天井の塗装及び床の研磨などの市単独事業を含めて全体で約5億2,000万円ほどになると見込んでいるところでございます。事業の実施に当たっては、国の社会資本整備総合交付金事業と過疎対策事業債を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、今回の実施設計委託は総合体育館の建てかえと比較するものなのかについてご答

弁を申し上げます。耐震改修実施設計委託につきましては、耐震改修を行うことを前提に補正予算を計上したところであり、施設の建てかえと比較するための予算計上ではございません。なお、実施設計予算を計上するに当たっては、市の関係部局と施設の建てかえを含めて協議検討を行い、施設の耐震改修を行うこととしたところであります。

次に、休館の期間についてのご質問にご答弁申し上げます。現時点における想定の記事期間につきましては、工事用足場を設置した後、アスベストの除去工事、耐震補強工事、照明及び暖房設備の撤去工事、鉄骨、壁、天井の塗装工事、照明及び暖房設備の設置工事を行い、工事用足場を撤去した後に床の研磨、塗装、ラインの敷設工事を行う工程を考慮しており、現在想定している記事期間につきましては1年間ほどかかると見込んでいます。

次に、実施設計委託後の日程についてご答弁申し上げます。実施設計委託の補正予算が議決された以降の日程としては、本年度中に実施設計を取りまとめ、工事費を積算して、平成25年度に工事に係る予算を計上し、耐震補強工事に着手したいと考えております。このことから、現時点で耐震補強工事により1年間程度施設利用ができなくなることから、工事の実施を前提に、総合体育館において毎年大会等で占用利用している団体を初め、体育施設の指定管理者や地元体育協会に説明をし、理解を求めるとともに、その対応について協議を行い、できるだけ早い時期に記事期間を含めた対応の方針を見出してまいりたいと、このように考えているところであります。また、コミュニティセンターなど記事期間中に利用可能な施設を管理する団体などと協議を進め、利用が可能となる施設の情報を取りまとめて、施設の休館予定期間と利用可能な施設情報を市の広報を初め、体育施設においてお知らせ、告知を行うなど、施設の利用団体や利用者を含めて市民周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今次長のほうからご答弁をいただいたのですが、もう既に教育委員会としてはすべてのことが耐震補強あるいは大型改修ありきという形の中で進められていこうと今現在しているのだと思うのです。委託後の日程についても、関係のいろいろなどには工事の実施を前提に説明をし、理解をしてもらっていくのだというような、今現在のそういうお話だったので、少々驚いてはいるのです。今5億、前までは5億から6億、それにしても大きなお金が動く事業です。しかも、体育館は年間6万人の利用者があって、スポーツ団体以外にも毎日のごとく通って体力の増強に努めていらっしゃる高齢者の方々も結構多くいて、そういう方々が今のお話でいくと1年間休まなければならない。工事ありきの中で、1年間休むのですよと、その1年間休むということについてどういう対応をするのかとか、どういう対策があるのかということは今後の話なのだという話なのです。僕は、これはどうも逆さまに今動いているのではないかなというふうにまず基本的に思っています。

それから、議会としても、私は総務文教委員会所管の委員になるのですが、ほとんどこの耐震結果を受けてから議会で議論ができておりません。つまりこの耐震診断の結果が出たのがことしの4月の委員会なのです。この耐震診断の予算というのは昨年の予算です。3月の定例議会のときも、耐震診断をしたので、その結果によっては大型の改修なりいろいろな検討をしなければならないので、3月議会でお話をお伺いをしようと思ったのですが、この段階ではまだ耐震診断の結果が出ていないと、つまり議論が行えなかったわけです。先ほど申し上げたとおり、その診断結果が4月の委員会で出されました。ただ、このときは単純に耐震、I s 値というのですが、それが基準を下回っているだけというような内容でありまして、具体的なお話はほとんど聞かれずに、しかもその段階では委員会にも答えられないという状況で過ごしました。続いて、5月の委員会なのですが、ここで既にもう実施設計の議案を今度提案するからという報告がありました。我々の砂川市議会のルールといたしましては、議会で提案される内容については報告のみで、質疑はできないということがあります。議会としてはこのことについて全く議論をする機会を残念ながら得てくることができなかつたわけです。実際何もわからずのまんまで、議論もしないまんまできょうを迎えているというのが現実であります。

この現状の中でいろいろ質問をしつつ、いろいろなお話をしていかなければならないなというふうに思っているのですが、とりあえず先ほども言いましたとおりで1年間、今まで日常的に使われている、あるいは大きな大会も来ている、6万人という利用者ですから。実は、芦別というのはとてもスポーツに力を入れているまちなのですが、その芦別市の体育館も5万ちょっとぐらいなのです。そういう意味からすれば、砂川市のこの総合体育館というのは相当利用頻度が多くて、多くの皆さんに使われている。利用者の皆さんにちょっとお伺いすると、例えば市外から来る場合、札幌とか旭川のちょうど中間で、国道沿いでもあるし、高速も通っていて使いやすいのだそうです。札幌あたりは、体育館は朝の早くから並んで、抽せんもしなければならぬような状況で、1年間休館しなければならないというのはとても大きな影響が出ると思うのです。そういう点でいけば、先ほどのご答弁では、ほとんど利用者の方々の今後どうしていくのだろうかということを含めて全話し合っていない。これは、とても不思議に私は思うのです。このことは、管理運営をする側にとってみてもほとんど知らされていないのです。つまりは、この実施設計がとにかく終わらなかつたら何もわからないのだという状態なのです。ところが、この実施設計をするということは、ここでうんと言うことは耐震補強と今言われたそのものにうんと言うことになるということを含めて先ほどの過疎計画の変更のこと、それから今の次長の1回目の答弁ではっきりおっしゃられているというふうに私は思います。このこと自体が本当に市民の皆さんが大いに利用し、活用しているそのものをこれからどうしていくのだということがかかわっている大事なことだと思っているのです。私は、もっともっと利用者の方々、あるいはこういうことについての専門的な方々、あるいはもっといろいろな

方法があるのか、ないのかということをしかりとみんなで議論をして、今後の対策、対応を考えるべきだというふうに基本的に思っています。

実は、砂川市には耐震計画というのがありまして、その中でも耐震のことについては補強があったり、あるいは廃止があったり解体があったり建てかえがある。それぞれを検討していくのだというのが耐震化に対応するための計画ということになります。今工事が大体どのくらいかかるのだというようなお話をお伺いすると、以前総務文教委員会で聞いたときには5億から6億と大ざっぱでしたけれども、今回は5億2,000万、大分しっかりという金額が出てきたのですけれども、それにしても大きな金額がかかるわけです。実は、この総合体育館は昭和54年につくられておりまして、今おっしゃったように鉄骨鉄筋づくりで、私は今までの歩いて得た情報では、これはRCだと、だから耐用年数は60年ぐらいあるのだというお話を聞いていたのです。ところが、今の次長のお話だと、鉄骨鉄筋なので、47年の耐用年数だというお話がありました。昭和54年につくられて、今何年たっているかということと33年経過しております。つまり残るところは、あと14年耐用年数が残っているということになるわけです。耐震補強という今市のほうが示されているこのことは、一般的には耐用年数を延ばすための工事ではないというふうに言われています。これは、他の自治体でも今盛んに行われているので、ホームページをあければすぐ出てくる話なのですけれども、耐震補強というのはあくまでも耐震に対する補強であって、躯体とか全体を補強するものではないので、つまり耐用年数が延びていくというものではない、ここが大前提なわけです。確かに今回は大型改修という意味で、給排水管とかボイラーとかフロアの研磨とかというお話が出てきましたけれども、今お話しになっている内容では躯体そのものを補強するとか、外壁をさらに丈夫にするとかということでは全くないのですよね。上辺の、つまり耐用年数を延ばすべく補強ではないのです。大型改修でもないのです。私が心配なのは、本当に実施設計が終わらないとわからないのでしょうけれども、今までの総務文教でお話しになったのは、屋根の部分が非常に弱いのだと。つまりこの屋根を補強するということは、屋根にまたいろいろな鉄骨が組み重なっていくわけです。その屋根を支えるのは、あそこ大空間が必要ですから、横の壁になっていくわけですが、でも、どうもここがRCではなくて鉄骨だということになってきますと、果たして屋根の重さに耐えられるのかどうか、これ専門家のお話なのですけれども、いろいろなことがあるのです、実は。

先ほど建てかえと比較するために今回の実施設計をするのかというふうにお伺いしたら、建てかえのことは一切考えていないというお話でした。つまり建てかえるときにどのくらいお金がかかるのかということすらも検討されていないということなのです。これは実に驚くべき事実でして、普通はもう耐用年数あと十何年しかない、ここで5億、6億かけると、こういうときには、一回真っさらにしてやったときにどのくらいかかって、あと耐用年数は、普通今で建てるとRCを使って、屋根の部分は鉄骨だったりするわけですから、

少なく見積もっても50年はもつはずですから、そういうことをいろいろ考えた上で、よし、これでいこうというふうに結論出すのが普通だと思うのです。それが今のご答弁でいくと、全く行われていないようなご答弁なのです。こんな判断の仕方、こういう提案のされ方で、とても実施設計、耐震補強、大型改修ありきだなんていうことを判断できません。僕は判断ができないのです。市民の皆さんも、これだれが一体決めていくのだ。つまりここで私たちがオーケーを出せば、今次長がおっしゃったことすべても議会が承認されたのだということになっていくわけですから、議会もオーケーとったし、皆さん、1年間あれでも我慢してちょうだいと、その間は何とかしてくださいというような話だと思うのですよ、極端に言えばですよ。

私は私なりに知恵と時間を総動員しまして、この何日間かいろいろな場面をちょっと考えてみましたので、若干お時間をいただいてお話をさせていただくのですが、総括質疑は3回しか質疑の時間がないので、ちょっと長くなってしまいかもしれませんが、ぜひいろいろな検討ということ、今後あればもっといいのですが、どうももうこれからはないような感じがありますので、今このときしかないな、委員会があるにしても、今このときだなどというふうに思いますので、お話をします。先ほども耐震補強ということと耐用年数を延ばしていくということとは、またこれは別のものだということをお話をしましたけれども、今体育館を見てみますと相当、やっぱり33年たってきたということについての経年劣化というのですけれども、実はここに写真を持ってきているのですけれども、皆さんにお見せすることができないのがルールですが、外壁も鉄骨、鉄筋がもう出てきているような状況のところは何カ所もあります。明かり取りのアルミサッシが今体育館の上部のほうにはついているのですけれども、ここのアルミサッシも腐食が進んでいます。あるいは、これは直すのだらうと思うのですけれども、ボイラーなんていうのはもう相当傷んでいたりとか、お話によれば体育館の床がちょっとゆがみが出てきているのではないかと、いうふうなお話も聞いています。それは、研磨したからって、ゆがみがもし出てきているのだとすれば根本的に直す問題ではないのです。この経年劣化ということについて、今回はトイレが洋式化されるとか、いろんなことはあるのだらうと思うのですけれども、根本的に古くなってきてしまっているということについての改善はやっぱりされていかないのだらうと思うのです。それが先ほどの工事内容の5億2,000万だというふうに思うのです。これからも、外は、そして地震に対しては何とかなったのだけれども、なかなか直し切れないところを引きずりながら、これからあと耐用年数が47年ということになれば、あと14年間をどう過ごしていくのかということになるのだらうと思うのですけれども、私は先ほど言っているとおり、では建てかえしたらどうなのだろうということ、やっぱり言う以上は自分なりに考えてきました。

大手の設計会社に知り合いの方がいらっしゃるので、お話を聞いてきているのです。私の勝手なものではなくて、もうちょっと確立性の高いお話をこれからするので、

まず先ほどのI s値という基準値が0.68に対して今回の結果は0.31という結果が出ているのです。この0.31というのは一体どういう数字かという、相当考えなければならぬ数字なのです。普通一般的にこういう改修について考えるときに、建てかえの目安というのが0.3以下なのです。つまり今回の結果は0.31ですから、ごくごく建てかえに近いぐらいにかなり耐震性としては弱い状況というのがこの数値になっているのです。もちろんそういう意味もあるので、私は建てかえということを考えました。体育館周辺には敷地が幸い広々とあるのです。今の体育館の前には、草と木がある前庭というのですかね、当然今の規模ぐらいの建物を建てられるようなスペースがあります。ですから、新しい敷地を求めることは何もありません。それから、新しくするとなれば、敷地があるのですから、そこに新しいものを建てつつ、今の体育館は使ってもらうことはできますので、休館する必要もありません。その中で、新築というのが一番いい方法かもしれないけれども、問題は幾らかかるのかという話だろうということになると思うのです。

実は、市のほうからその点のある程度の話が出るかと僕は思って1回目は待ったのですが、建てかえということを考えていなかったということが、さっきの答弁でいうと、次長今首振っていらっしゃるけれども、耐震改修、つまりこれを実施するのを目的に今回は設計委託をしているのだからというお話だったので、最初の話に戻します。建築費用の関係ですけれども、今現在民間ベースでいうと平米26万円ほどでできるそうです。民間ベースというのは一体どうなのかという話もあるのかもしれませんが、つまり民間ベースで、今の体育館が4,747平米ですから、単純に計算しますと12億3,000万ぐらいでできるのです。今民間でやるということは意外と可能性があって、滝川の体育館も今耐震診断に入るのですけれども、こちらのほうは指定管理者がその耐震診断の発注するのです。つまり民間が発注するということができるわけです。だから、民間ベースの建築費でやっていくということも、これはやりようによっては十分可能なので、ただなかなかそこをやっていくというのはまだ整備も砂川市ではされてもいないと思いますので、仮に、普通は民間より公共のほうが高いのだというお話が出てくるので、公共でやったとして、そして今の体育館を解体しなければなりませんから、解体費用というのは大体平米1万2,000円ぐらいなので、民間ベースで私言いましたけれども、公共というようにある程度考えていくとして15億円で新しい体育館を建てるのが可能だと考えています。

今5億から6億、あるいは15億円、これどう比較していくのだという話なのですけれども、実は他の自治体、いろいろ市民とともに検討している自治体というのはこういう案件が出たときにどういうふうにしていくかといったら、今後の耐用年数と新しく建てたときの耐用年数との1年間の費用対効果、1年当たりのコストというものを比較していくものです。そうしていけば実際どういうふうにやっていくというのが一番いい方法なのかというのが検討できるからです。予測としては私は今の総合体育館の耐用年数は50年というふうに言うだろうなというふうな思ってきたのですけれども、実は47年ということだ

ったので、この数字はもうちょっと落ちてくるかなと思います。私は、大きく今回の耐震補強あるいは大型改修で6億円かかるだろうというふうに思ってきました。それは5億2,000万ということで、ここはどっちが正しいのかというのはまたこれちゃんとやってみなければわからないことなので、仮に私は6億円という計算の中でのお話をさせてもらおうと、50年だと思っていましたから、あと17年はもつなど、6億円かかっていくと本当に単純に割り算すると1年当たりのコストは3,500万ぐらいかかってしまうわけです。つまり耐用年数がないからです。でも、この17年の間にはまだまだ直さなければならないこともたくさん出てくると思うので、そういうことは抜きに、ただ単純にこの箱だけのことを考えています。では、新築した場合には50年もちますから、15億円かかったとしても実は年間3,000万で済むのです。こういう比較をしていったときに、耐用年数としてはもうあとわずかなということにこれだけのお金をかけるのか、もうちょっとお金はかかるのだけれども、50年これからももつようなものを建てるのか、そして今現在の総合体育館が利用する上で非常にいい状況になっているかどうかということ、僕はまだまだ無駄なスペースがあるように思っているのです。例えば今柔道場というのは余り利用されていなかったりとか、玄関入ってロビーだとかホワイエというところが意外と広がったりとか、軽スポーツ室というのも余り利用されていないし、いろいろなことをすると、もうちょっと体育館をこれから人口減少あるいは高齢化ということを考えていったときにスペースをコンパクトにしてもいいかなというふうにも思いますので、これ10億以下でやれる可能性もあるわけですね。そうやっているいろいろなことを考えていったときに、本当にこのまままで5億、6億つぎ込んで、実施設計をやった後にこれではできませんという話になるかもしれないのです。もっともっと高いお金がかかるかもしれないということもあると思うのです。そんなような状況の中で、この耐震補強あるいは大型改修ありきで走ることが本当にいいのかというふうに私は思います。もっともっと何で検討しないのだろうと、大きなお金動くのに。しかも、市民がみんなが利用し、しかもいざとなったときに災害拠点になるような、これ一回手つけてしまったら、もう二度と戻れないのです。だから、何ぼ、何ぼといったって限度ありますよね、こんなに急いで結論出さなくたって時間はまだあるのだから、あと9月まで3カ月ありますから、9月議会ですよ、この間に集中してみんなで議論して、市民の皆さんや利用者の皆さんや、あるいは管理する人たち、あるいは私たち議会がみんな話し合っただけで知恵出していったらもっといい結論出るかもしれないではないですか。今まで議会で何にも議論していないようなこういう状況の中で、何で今こうやって急いでやっていかなければいけないのかなというふうに私は思っているのです。

では、もう一つ、ついでに調べましたので、お昼前、もうちょっと時間がありますので、お話ししますが、私は文科省のほうに電話をさせていただいて、何とか、10億かかるのだけれども、補助金ないのかなというふうに話を聞いたのです。そうしたら、文科省の中

でもいろいろ回されていったのですけれども、最後に行き着いたところがスポーツ青少年課というところだったかな、そこにたどり着いたわけですが、実は補助金があるのです。文科省ではスポーツ施設という形の中で補助金がありまして、それはどういう補助金かといいますと、学校施設環境改善交付金という交付金があります。その中に地域スポーツセンターの新築、改造、建て替え、新築ですよね、こちらのほうには補助金が3分の1出るというお話を伺いました。3分の1出れば、これうまくいった話ですが、15億円の中の5億円は補助金が出る。残り10億円どうしようかという話ですが、残りの10億円は過疎地域の自立促進市町村計画も十分可能性がある。つまり過疎債を借りる可能性というのはゼロではない。ゼロというよりは、今回でもこういうふうには過疎計画を見直すことによって過疎債を使える可能性が十分あるわけで、過疎債は残り100%過疎対策債の適用となるということになりますので、そのうちの後年度の交付税の算入が過疎債の場合は80%でしたっけ、70%でしたっけ、70%あるということになるわけで、そうやって計算をしていくと、あと過疎債というのは12年で返さなければならぬのですけれども、私の計算ですが、年間2,500万で新しい体育館が建つという試算を私はしているのです。このぐらいの財政状況というのは、私は市にも十分あるだろうなというふうに思っております。

随分長い2回目の質疑になっているのですけれども、具体的にお伺いする点は、まず1点目、先ほど余りにも簡単に答えられているので、もし仮に1年間休館を総合体育館が余儀なくされていったというときに、その休館の対応策、代替策を今どこまで考えていらっしゃるってこれを提案されたのかということと、それから今回の実施設計の発注内容なのですけれども、先ほど次長はああいうふうに答弁をされましたが、市長にはぜひもう一度考え直していただきたいというふうには思うのですけれども、市長は市民との協働ということを第一に挙げられている市長ですから、やっぱりもっともってんな方々との話し合いを十分された上での結論というほうが善岡市長には合っているのではないかなというふうに思っておりますので、この実施設計の発注内容の中に建てかえの場合の事業費だとか、あるいは今回の補強等の先ほど私が言ったようなコスト、これらからかかっていくようなコストをぜひ比較を含めて委託するというような考え方になっていただけないかなというふうに思うのです。二千何百万も使う設計委託ですから、そのぐらいやってもらっても全然構わないと思うのです。それがまた一つの話合っていく材料になるはずですから。

もう一つの質問としては、その実施設計、でき上がった成果品をもって議会や、先ほどから言っているように利用者や市民の皆さんと議論の場をつくって、本当に今後50年、60年、ずっと続いていくわけですから、こういうことについてしっかり議論をすることが、まさに先ほどから言っている市民との協働のまちづくりに私はつながっていくというふうに考えているのですが、この辺のところは市長はどのように思われていくのか、

これ教育委員会が今答弁に立っていますけれども、お金出すのは市長ですし、当然この案件については市長が最終的な判断をされて、実施設計、つまりこれありきの実施設計というものを出されてきたと思いますので、建てかえの話、私が今まで話してきたことも含めながらぜひご答弁をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長 東 英男君 小黑弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黑弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 市長にお聞きしたいということでございますので、私のほうからわかる範疇のところについてご答弁を申し上げまして、そのほかの部分については教育次長なり専門家の山梨技監のほうから答弁させたいと。

今回の改築に当たりまして、私が市長になってからすぐに昨年6月議会に、防災の関係上、市民が使う、そういう施設について耐震になっていないというのは、やっぱり生命、財産を守る市長としてはそのまま放置することはできないということで、公民館、それから総合体育館についてそれぞれ診断するように予算措置をいたしました。そのときに担当に私が申し上げたのは、年数もたっているし、これが新築をした場合と、それからそのまま改築した場合の経費の比較を出してくれと。今回耐震の実施設計を出したわけですが、当然行政内部では新築と耐震の場合の経費の比較もしてございます。ただ、担当のほうで数字をなかなか言えないというのは、これは理由がありまして、過去の議会の中で実施設計もしていないのに金額を言って紛糾したことがよくございました。何で金額が違うのだと、これは業界関係とかそちらに詳しい方々は皆さんわかっているのですけれども、現実的には実施設計しないと正確な数字は出てこないと、その前に数字を言うのはいかなものかというのが過去の議会の中の流れでございました。ただ、私は考え方がちょっと違ってまして、少なくとも実施設計の積算をした以上は行政はそれなりの資料を持っていると、それらの数字も議員さんにご理解があって、過去のような論議をしないのであれば、それは示すべきではないかというのを私は個人的には思っております。なかなかそこまで、部長段階では過去の経過を踏まえると恐らくそこまで言えなかったのだろうというふうに思うわけですが、まず1点目に、それぞれの担当の中で出てきた数字、これは建築も踏まえてですけれども、新築にした場合には今の資材単価でいくと18億程度かかるだろうと。それから、解体費でアスベストも含めると1億、1億で2億程度かかると、これが大まかな数字でございます。

そこで、小黒さんもよく言われるのですけれども、民間と比べると公共が高いのはわかっているけれども、高過ぎないかというのがございますけれども、民間の場合ですと最低限建築基準法をクリアしていればいいというのがございますけれども、自治体の場合は補助金なり起債をもらう。補助金の中ではそれぞれ単価も決められているものもございますし、より長寿命化を目指して程度の高いものを求められるというのもございます。ですから、一般的に公共でやる場合については高いと言われておりますけれども、これはやっぱりそのとおりです。片や採算性を考えて最低限の、最低限といえますのは建築基準法をクリアしないと建物はできませんから、それを踏まえる分と、補助単価で決まっていたり、例えば砂川市の場合ですと自分のところで単独の単価を持つことは不可能でございますから、道の単価を用いると、これも一般的に高いというふうには言われておりますけれども、補助の会計検査、または会計検査院、起債の出た場合についてはそこが論点になってくるということで、これは病院でも小黒議員は盛んに安くできるのだというふうに現実によっておられました、議会で。しかし、現実的にはその単価というのはそういうふうになっていないというので、私は小黒議員はその辺は十分ご承知の上で質問をしているのかなというふうには聞いておりました。

それから、全部はちょっとお答えしかねますけれども、I s 値の話もありましたけれども、たしか石山中学校は0.3を切ってございまして、補助率が2分の1ということでそれぞれ耐震補強しました。これは、業者なり行政だけでやるものでなくて、今は耐震構造の偽装問題がございますから、その中身については第三者委員会で全部判定されるものでございまして、必ずしも0.3以下だから建てかえなければならないというものではございません。十分それでも耐震が保てるというのが現実でございまして、そういう観点からいうと体育館についても十分これは診断をしまして、またこれの改築に当たっては第三者委員会から評価を受けなければならないというのがございます。

あとは耐用年数の問題でございまして、耐用年数というのは非常に難しく、例えば公営住宅であれば公営住宅法で60年とか、税法ではもっと短くて50年か四十何年とか、税法上と実際のとは違うのがございまして、体育館というのは税法上しかございません。税法上でうたっているのは何かといいますと、いわゆる減価償却の基準であって、建物がもつ、もたないという判定をしたわけではございません。税法ではほとんど改正されていないですから、いわゆる昔の減価償却がそのまま生きているという観点で、これがそのまま耐用年数という考えになるかならないかというのは非常に難しいところで、私は必ずしも違うとは言えないけれども、同じ鉄筋コンクリートの中ではもっとあってもしかるべきでないかなというふうには考えておりますけれども、これはやっぱり専門家の意見を聞かないと私も判定できません。ただ、耐震診断の中で砂川の躯体を調べてもらいました。鉄筋コンクリートがいかれる理由というのは、適正な維持管理をせず、例えばコンクリートの中というのはアルカリ性でつくられます。それはなぜかといいますと、鉄筋

が入っているものですから、酸性になるとさびてくると、ですからアルカリ性で建てて、それからだんだんアルカリ性が弱って行って中性に変わっていくと、この過程を実は診断の中で行ってございまして、砂川の建物であれば、まだ適正な維持管理、例えば外壁等をきちんと塗装するなり、いわゆる雨露を防ぐと、そういうことをすることによってまだ十分に延びるというふうに私は聞いてございます。それらの観点から、これについては耐震改築をしたほうが税金の公平な使い方として市民の理解を得られると、利用者の気持ちもわかりますけれども、私の場合は市政を預かる者としては、まだもつものについて最少の経費で最大の効果を上げるのだという観点からいえば、耐震を選んでも市民からは十分理解を得られるというふうに思っているところでございます。

ただ、私はあちこちで、体育館に限らずいろんな政策を進める上で団体なりいろんなところに入って行って、それらの人たちと話をよくするわけでございますけれども、この体育館に関しては細かい部分については次長のほうでいろんな市民、利用者から言われていることは把握しているというふうに思っておりますけれども、私がよく言われるのはもし改築なりなった場合に大会を、全道大会とかは言わないけれども、この地区に広い範囲での大会を持ってきている団体が結構ございまして、なるべく早いうちに日程を教えてほしいのだというふうに言われた団体の方が結構ございました。それらについては教育委員会のほうにお話をしまして、何とか最低限日程のとり方によってそれら団体と協議していかねばならないというふうに思っておりますけれども、やはり行政でございますから、耐震の予算が議会の議決を受ける前にそういう話をどんどんしていくと議会に怒られると、過去にも怒られてきましたけれども、そういうのがございますから、この予算が通ってから、すぐにそこに入っていきたいのだというような話もしてございます。

市長としては、いずれにしても厳しい財政運営の中、国も橋についても公営住宅につきましても長寿命化、いかに長くもたすかと、改修を適正にしながらと、それが今求められているものでございまして、私も経費比較、総体で考えると耐震改修が一番いいというふうに判断をして今回予算を計上したところでございますので、小黒議員には十分にご理解をいただければなど。新築というのはちょっと無理があり過ぎて、これをやることによって大きな経費が出て行って、基金を減らして、ほかの公共事業なり政策に支障を及ぼすのは、私としてはそういう決断はできないと。

それと、もう一つは、これは余計なことかもしれませんが、私不思議に思いますのは、かつてお金のある時代については議会ですんなりご意見があったというふうに思いますけれども、今は少ない中でいろいろな事業実施と財政基盤を両立させてやっていこうとすると、そうしたら一体議会の役割はどうなのだろうというふうに時々思うわけでございますけれども、その場合については、小黒議員が言われるように、やっぱり適正で新築のほうがいければいいだろうと、それは同じでございますけれども、どちらかという税金の公平な使い方からいって新築より改築のほうが経費がかからないでいいと、そういう

ような論点で質問が来るのかなという感じがしていたわけでございますけれども、無理に走ってしまって砂川をつぶすようなまねはしたくないという思いは人一倍強いものですから、その点もあわせてご理解をいただければというふうに思っております。

細部で漏れておれば、教育次長なり建設部の技監のほうから答弁していただきます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 それでは、私のほうからは休館のそういった部分にかかわる利用者の影響等を含めた対策という部分についてご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、議員ご指摘のとおり、年間の利用者につきましては総合体育館は6万人ほどの利用があるということでございます。今現在の利用の状況を見ますと、占用利用もいろんな大会等も開催をされてございます。そういった部分につきましてはなるべく影響を与えないようにということで考えてございますけれども、今回耐震補強にあわせて行う改修工事、これらにつきましてはこれまでも予算の提案説明のところでも申し上げておりますけれども、課題になった部分でございます。そういった部分につきましては、これは耐震補強を行わなくてもこれから体育館の長寿命化を図っていくという部分のところでは必要な改修ということで考えてございまして、その折には利用者の皆さんが使えない期間というのは当然出てまいります。そういった部分で、今回補強にあわせて、これまで課題になっている部分も改修をして、今後におきましては利用者の皆さんに安心して利用できる、そういう環境をしっかりと整えるべきだということで考えてございまして、そういった部分についてこれから実施設計の委託、これは議会の議決をいただいた後に、それぞれ今まで定期的に利用していただいている、大会等で利用していただける団体等にもそういった状況をしっかりご説明を申し上げて理解をいただきたいということで考えておりますし、一般の方等につきましてもたくさん利用をいただいております。これらにつきましても、やはり団体としっかり協議をさせていただいて、見出された方針、これにつきましてはできるだけ早い時期に体育館等にも告知をして、いついつから施設については耐震補強改修を行うために利用できませんという部分につきましてはあらかじめ早目に告知をしていきたいということで考えておりますし、広報紙等でもそういった部分につきましてお知らせをしていきたいと、そのように考えております。また、工事期間中、代替の施設等も市内にはそれぞれございます。ただ、6万人をすべてそういった施設でのみ込めるというような状況にはございませんけれども、先ほど1回目にも答弁をさせていただきましたけれども、市の中ではコミュニティセンターあるいは学校施設、そういった部分もたくさんございますので、そういった情報をしっかり整理をした中で、利用可能な施設についてはそういった部分もあわせて市民の皆様にご周知を図ってまいりたいということで考えてございます。そういったことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君（登壇） 私のほうからコンクリートの中性化について若干

補足説明をさせていただきたいと思います。

前年度の耐震診断の結果で、コンクリートを壊しまして、その中性化、部分的に抜きまして中性化の進行状況というのを確認しましたら、今までの中性化の状況から今後を推定、コンクリート自体は45年ほど使用が可能だという結論が出ております。それに加えて、今回耐震改修にあわせて長寿命化の工事ということで、給水管の取りかえ、それとか外壁の改修、これらも耐久性の向上のある材料等々で改修していくものですから、これらのものを含めましても今後25年以上は使用可能だというふうに判断しております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、今すぐということではないのですが、市長もせっかく資料はあるが、これまでの議会とのやりとりの中でというお話だったので、私は資料要求をしたいと思っています。議長にお願いをまずはするのですけれども、先ほど言った実施設計ではなくて、今回の大型改修あるいは耐震補強と、それから新築の場合の資料はあるのだと、庁舎内部で、だけれどもそれを議会に出すと数字がひとり歩きのような意味合いのお話をされていたのですけれども、ぜひその資料を出していただきたいことと、それから、議長、これ委員会でいいのですけれども、実施設計での内容が質問していくに従っているのと細かく出てまいります。例えば今のコンクリートのことをやってきてどうだということ、あるいは外壁そのものということが言われていますけれども、外壁を一体どういうふうにしようとしているのかとか、実施設計を委託する部分で考えられるものをペーパーで出してほしいのです。今どういう形で設計を委託しようか、どういう事業をやるためにしようかということがある程度あると思うのです。それがなくなかなか委員会等で細かい質疑ができていかれませんし、最初の答弁では市長がおっしゃったような庁舎内部での新築の場合、あるいは今回実施設計を出そうとするものとの事業費の比較というのが相当細かくやられていたようなお話もありましたので、私はその根拠を求めていきたいとも思っておりますので、資料要求をまず求めたいと思っております。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒議員さんにちょっとお聞きしたいのですけれども、動議扱いでいいのですか、資料要求の件は。

○小黒 弘議員 質問者が今すぐ動議をかけられるかどうかわかりませんが、ただ質問していく中で、そういう資料があるというご答弁がありましたので、見せていただいたほうが、私は私なりの新築する場合のという話もしてきましたし、当然市長はそれを内部でされてきたというお話も出たので、だとすればそれをぜひ見せていただければというふうに思っております。

○議長 東 英男君 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時25分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

先ほど小黒議員さんのほうから動議という形の質問が出たのですが、本会議のために動議は1人賛成者が要するために、出ません。委員会では出ると思いますので、ご了解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 東 英男君 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

3回目の小黒議員の質疑よろしいです。どうぞ。

○小黒 弘議員 資料のほうは予算委員会のほうでは出してもらえるそうなので、出せるように言えるそうですから、もう一度予算委員会の中で。先ほどの新築の場合と、これ市長がさっきおっしゃったものですから、庁内では十分に検討したと、あわせて18億というお話も出てきましたし、その18億の根拠ってどういうことなのかなというのを今改めて、私3回目の質疑に立っていますので、質問をさせていただきたいと思うのですが、そういうことが積み上がっていくことによって、市長が結論を今出されて今回議案が提案されている内容がしっかりと審議ができるというふうに思っております。今3回目の質疑の中で、公共と、それから民間との話というのも出てきましたけれども、市長は病院のときには小黒さんは安くできると言っていたのに実は高くなったのだと、それは公共と民間だけの話ではなくて、あのときは資材が高騰したりなんかしてということであったと思うのです。全部何でもかんでもそこにあわせて言われてしまうと、質疑の本質が変わってきてしまう答弁になると私は思っております、あとIs値0.3という問題も、私は0.3だったら建てかえなければいけないなんて一言も言っていないのですよ。0.3以下というのが建てかえの目安になるのですよ、だから当然新しく建てかえるということと、それから耐震補強しつつやっていくということとの比較をちゃんとしていったらどうかというお話で今は話をしています。

それで、2回目の質疑で実は全然答えられていないのですが、私は要するに今回行われる実施設計の中で発注内容の中で建てかえの場合の事業費と、それから補強とのコスト比較などというの、せっかくですから専門家にきちっとやってもらうということも大事なのではないかなと思っております。今は本当に、役所の中の専門の人たちが専門性がないなんてちっとも言っていないよ。ただ今までは超概算だとか、そういう話ししか出てこないのです。それで、実施設計をとにかくやらせてくれと、実施設計やった後で、利用の皆さんとか、そういう対応をこれから考えていくとか、そういうお話が出ているわけです。せっかくその設計をするのだから、それをもとにしてしっかりとした議論を私はしたらいいいと思うのです。今までも申し上げたとおり、市長はいろんな団体に行っているのだと、こういうふうにもおっしゃっていましたが、どこら辺までお聞きに

なっているのかというのはちょっとわかりませんが、こういう問題って市長が本当に前から言っている市民との協働という素材としては非常にいいことだと思うのです。その中で、やはりもう少し時間をかけた手順を持たれて、本当に今後何十年も使っていかなければならない公共施設についていろいろな議論をしていくと。それが十分行政内部でやった検討でやっていけるのであれば、これまでもやってこられていいことだったと思うのです。先ほど市長は、そうやってやったら今度は議会が何かいろいろな話になるとおっしゃいましたよね。

〔「超概算」と呼ぶ者あり〕

だから、今市長が不規則発言の中で超概算だと、こうやって言われましたけれども、超概算だから、もしかしたらこれが8億になるかわからないのでしょうか。だって、超概算なのだから、下になってくれればいいですよ、だけれども実は耐震診断の結果こうだったけれども、実際見てみたら、大変です、8億になるかもしれませんという可能性もありますよね。そうなったときに、では本当に新築や建てかえということが議論に上がってこないのかどうなのか。これすらも今わからないで私たちは議論してしまっているわけですよ。そういう意味で、実施設計しないと今後進んでいかないのですというのであれば、私は今回ぜひやってくださいというふうに思います。

ただ、今までの話でいくと、もうそれがありきなのですよ。例えば8億かかったっていくのかということですよ。そういう流れを今つくろうとしているので、実施設計やるけれども、これで正確なある程度の自分たちが考えている方向性あるいはその金額が出てくると、その出てきた結果としてもう一回議会とも委員会や何かでもいろんな話もできるし、最終的に今度は建築、それを実際やるための予算というのが出てくるわけですから、その間の議論というのが十分行えるような、議会も行えるような考え方というものをお持ちなのかどうかということなのです。それは、当然1年間休まなければならない、そしてその間は利用できない団体や、あるいは個人利用者ともいろんな話をしつつ、その間にですよ、今なら代替施設が全くわからない状況ですよ、コミュニティセンターとかとおっしゃるけれども、例えば学校の体育館使えるかといっても、これはなかなか使えないのではないかと思います。体育館としてはあるのだけれども、広さもあるのだけれども、学校施設の中に今の体育館みたいに時間限らずいつでも出入りできるような、あるいは日中は子供たちがそこで体育の授業をやっている中に今の午前中に主にやっている人たちがそこに入っていけるかといったら、入っていけないわけで、そういうことを考えていったときに、もう少しいろいろな市民の皆さんとの意見交換なりいろんなことをここはやっぱりしたほうが、私は市民との協働のまちづくりということを目指していくのならもうやるべきだというふうに思っているのですけれども、最後の質問としては、この実施設計の1つは建てかえということについての試算なりコスト比較なりを同じような発注をできるかどうか、そしてこの実施設計の成果品をもとに今後議会も、あるいは諸団体、市民も交えながらの

協議というものを行うようなお考えを市長がお持ちなのかどうかというものを最終的に確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 今回予算を上げておりますのは、耐震改修の実施設計でございます。これは行政がこちらのほうがよいと判断をして提案したものであって、万が一予期せぬ事態で金額が変わるといのは、それは実施設計をした後でわかることで、その前に小黒議員の論法からいくとすべからくすべての事業をやるときに両方の実施設計をやれというようにもとれるわけですし、そんな税金を無駄遣いするようなことは私はする考えはございません。このまま改修の実施設計、その後額が出たときに初めて確定をしますから。ただ、私が申し上げたのは、実施設計をするからには、それなりもとの資料があるだろうと、それは本来こういう判断で実施設計を出しましたと、でもそれはやってみないと、専門家がちゃんと積算しないとわからない数字だと。でも、言えば、それは何なのだ、違ったではないかというのが過去の論議だから、確定しない数字を本会議の中では言うてはいけないというのがもともとの考え方であると。ただ、私は、そこはちゃんと理解してもらって、これは業者だってみんなわかっているのです。実施設計しなかったら、そんなの当てになるのかというのが確かにあるのですけれども、大きく崩れることはない、今までの例からいくと。やっぱりそれなりに行政は建物いっぱいやっていますから、ある程度の範疇で出てくると、たまに例外で出てくるのは予期せぬものがあつた場合であつて、それともう一つ、新築のほうについてはこれは積算のしようがありません。何を根拠にやったかという、道内でやられている体育館の新しいところ、体育館を建てたところの平均単価、基準単価、それは補助も入っていますから、それをもとにするのと、それ以降資材が上がっているという部分も含めて加味してやっているから大きく違う、単価が施設ごとに大きく変わるなんていうのは、体育館は全部国の補助を受けますから、同じ道単を使いながらやりますので、特別余計な設備をつくっていない限りは大体面積で決まってくるというのがあつたから、その資料との判定で私は十分と、市長としてそう思っておりますので、小黒議員の言われ方でいくと学校の耐震も全部新築と比較して実施設計やれというふうにも聞こえてくるし、殊さら何で体育館に限ってそのように急に言われるのか、私は理解に苦しんでおります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております3議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時40分